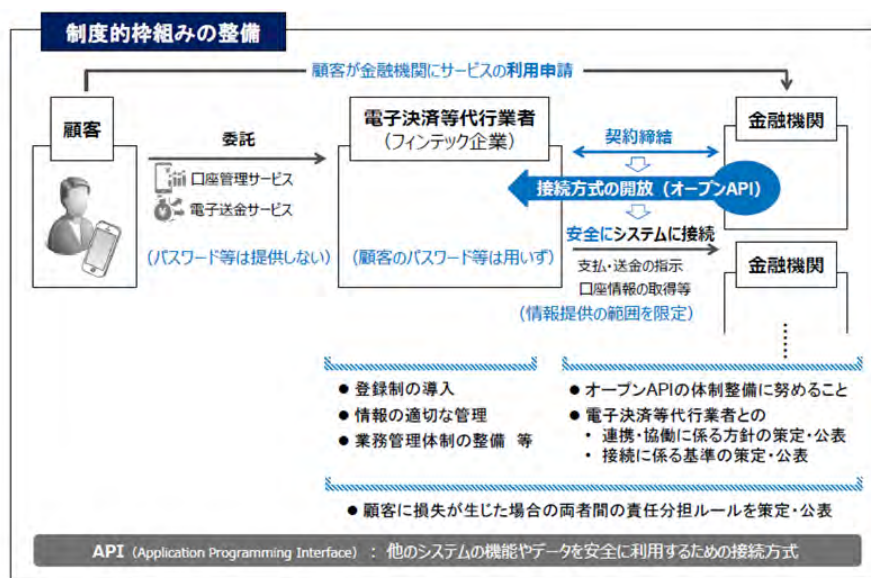


第3節 決済情報の利活用

(1) オープン API

決済情報を利活用することで新たなサービスやビジネスの創出が促進されると考えられる中、API 開放を促進する動きが進んでいる。例えば、銀行分野では、平成 30 年6月に改正銀行法が施行され、API 開放について努力義務規定化されたことも受け、各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」等によれば、平成 30 年 12 月末時点で、全邦銀 138 行のうち、インターネットバンキングを提供していない銀行などを除く 128 行がオープン API を導入する旨を表明している。

【図 30】銀行法におけるオープン API の努力義務規定の枠組み



(資料) 金融審議会第 3 8 回総会金融庁提出資料

クレジット業界では、法令上の措置はないものの、下図の通り、キャッシュレス推進協議会において API の仕様標準化等を進めている。

【図 31】クレジット分野におけるオープン API に関する取組状況

API連携検討会 中間とりまとめ（平成29年6月）

○FinTech企業・カード会社のAPI連携のための措置・体制整備、費用負担・収益配分、システム開発といったステップを提示。

キャッシュレス検討会 クレジットカードAPIガイドライン（平成30年4月）

○上記中間とりまとめと銀行分野のオープンAPIを参考に、参照系（特にPFMサービスや会計ソフト等における利用明細の照会）について定めるもの。
○API仕様の標準化、セキュリティ確保・利用者保護などを定める。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン（平成31年4月）

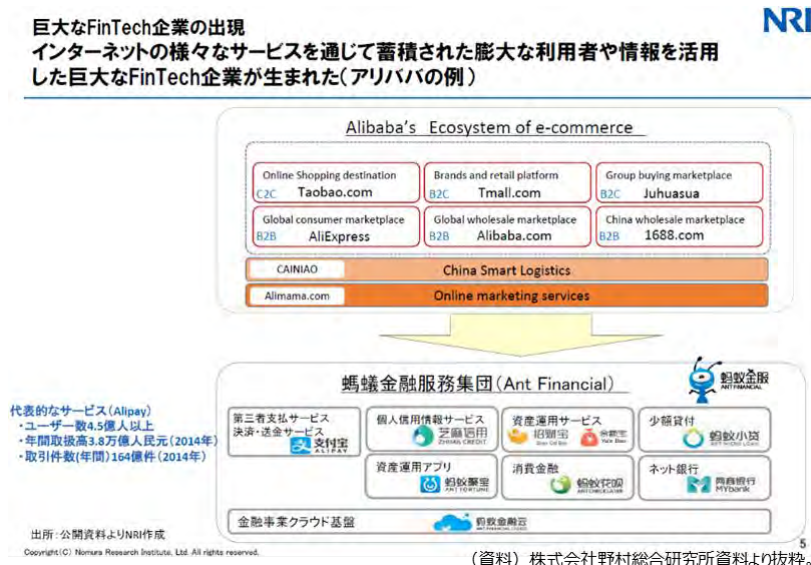
○上記「クレジットカードAPIガイドライン」を基に、参照系に加え、更新系および認証系について検討を行い、次の資料を公表。
・キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン
・クレジットカード分野のオープンAPIに係る電文仕様標準について
・クレジットカードに関するAPI利用契約の条文例
○今後の取組み
・銀行業界や海外等におけるオープンAPIに対する取組みとの調和
・決済分野に限らないAPIエコシステムの形成

こうした中、銀行分野における取組も参考にしつつ、オープンイノベーションを推進し、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進²⁰すべく、クレジットカード会社における積極的なオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めることが必要と考えられる。

(2) 新たなビジネスモデルの創出

近時、決済において取得した情報を利活用することを通じ、マーケティングのみならず、資産運用、融資、信用情報サービス等新たなサービスを提供する企業が出現している。

【図 32】決済情報利活用による企業の例



こうした決済情報の利活用により決済を越えたビジネス展開を図る企業の例に鑑み、クレジット分野でも、決済情報の利活用を促進することを通じ、決済を起点とした商取引サービスの進化や手数料収入中心の従来のビジネス構造の転換を図る契機となることが期待される。

²⁰ 本節の決済情報の利活用や第4節の「RegTech／SupTech」において、情報をどのように集め利用するかを検討する際には、情報の項目やフォーマットを統一することが重要であり、これを進める上では行政の役割が重要となるとの意見があった。

第4節 RegTech／SupTech

英国などを中心として、ICT の進展を踏まえ、リーマンショックで急増した金融分野の規制などに情報技術を活用して被規制事業者が効率的に対応する動き(RegTech)や規制を運用する行政が自らの活動を効率化・高度化する動き(SupTech)が生じている。

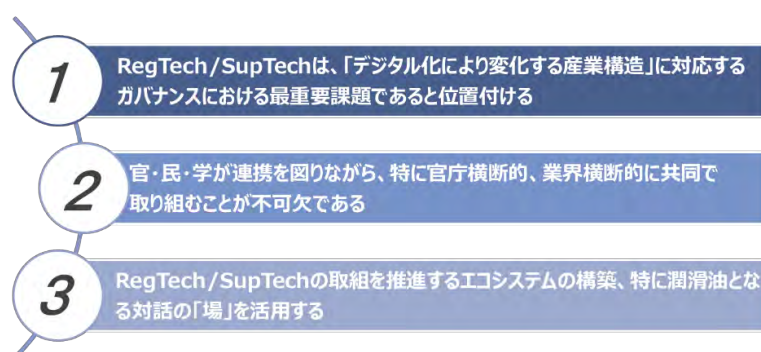
我が国では、金融分野での顧客管理や不正取引の防止など一定の範囲で情報技術の活用が徐々に進展しているものの、関係者間の十分な認知や具体的な取組が諸外国ほどには進んでいない。

そのため、RegTech や SupTech に関し、被規制事業者や Tech 企業の認識と連携を深めていくとともに、行政も、事業者の連携の支援や、情報技術の変化に応じた、より効率的・効果的な検査・監督の実施に向けて取り組んでいくことが必要である。

こうした中、経済産業省では、官民双方のイノベーション力の向上を目指し、平成 30 年度に「RegTech/SupTech に係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」を開催し、国内外の政府・民間企業の動向を整理し目指すべき将来像を設定するとともに、RegTech/SupTech の導入に向けたロードマップの基本枠組みを策定したところであり、当小委員会としても、この検討会のとりまとめに沿って、今後取組が進められることを期待したい。

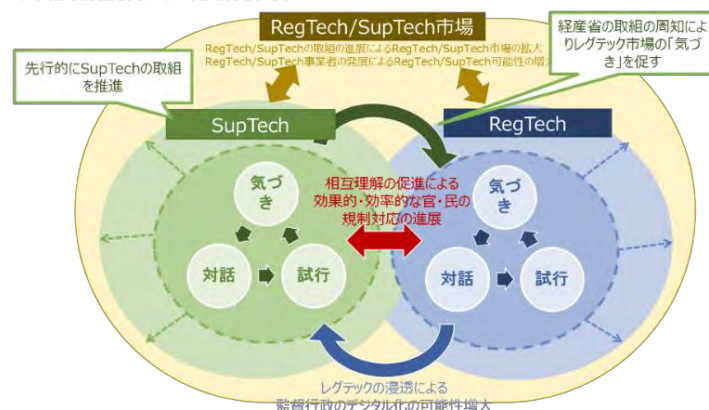
【図 33】検討会における報告書の概略

①RegTech/SupTech 推進の基本方針



②短期レグテック計画(RegTech/SupTech の取組による相乗効果)

RegTech/SupTechは表裏一体の関係にあるため、両者をバランス良く推進することで、相互に刺激し合い、RegTech/SupTech 市場の成長へとつながり、市場の成長は、更にRegTech/SupTech の取組可能性を高めていくと期待される。



また、小委員会の討議においては、以下のような意見があり、今後、RegTech 検討会のとりまとめに従って、取組を推進するにあたってはこうした意見も参考にしつつ、より具体的なアクションにつなげていくことが期待される。

(割賦販売小委員会での意見)

- ・ データをどうやって活用・分析に活かしていくのか、そうしたものを扱える人材育成が不可欠。外部からリクルートするか自前で育てるのか、海外の事例を参考にしながら取り組むべき。
- ・ RegTech/SupTech に関する取組は、多様な利益を取込みながら暫定的な判断を積み重ねていくという秩序形成の在り方を体現するものとして興味深い。わが国の社会条件のもとで、それが適切に機能するかを注視する必要がある。
- ・ 規制のアルゴリズム化やモジュール化により、厳格な規制手段が登場する可能性がある。その内容の正当性や手続の正統性の確保という視点が重要になる。また、規制の対象である事業者のみならず、事業者を介してサービスの利用者(消費者)の行動にいかなる影響が生じるのかについても、注意を払う必要がある。
- ・ 今後は、自主規制が非常に重要な視点。スピーディーに技術革新が進んでいくときに規制を補完していくべき。業界団体と連携して取り組むべき。
- ・ RegTech/SupTech 検討会での議論状況を踏まえると、割賦販売法の領域において、具体的にどのような取組が必要かについて詳細な検討が必要ではないか。また、単なる IT の導入ではなく、業務フローそのものの見直しが必要と考えられ、監督当局を含めた関係者においてその対応を検討する必要があるのではないか。

第5節 時代の要請を受けた消費者保護の課題

1. 新成年への対応

成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が2018年6月に成立し、2022年から施行が予定されている。消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要であるとの指摘から、関係府省庁連絡会議を開催し、総合的かつ効果的な取組を推進しているところ、クレジット分野においては、「クレジット取引における信用供与の健全性確保」として、2018年度以降以降も引き続き必要な対応について業界と議論していくこととしている。

【図34】「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

項目名	施策内容	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
与信審査について						
クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	制度として支払可能見込額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化（全国400の高校に教材を無料配布、教員向けの勉強会、教育機関への講師派遣等） ・消費者への理解促進活動の促進（大学780校にパンフレット配布、啓発キャンペーンの実施等） ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合、当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める 日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。	若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 引き続き、成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握のうえ、必要な対応について業界と議論。			

（出典）法務省「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表より抜粋

平成30年4月に経済産業省が日本クレジット協会を通じて実施した未成年者との契約に対する取組に関するアンケートでは、極度額を少額（10万円～30万円）に設定するなどの自主的な取組が行われていることが確認された。また、日本クレジット協会においては、自主ルールの策定や学校でのクレジット教育を支援する活動などの取組が行われている。こうした取組を参考とし、今般の見直しに対するセーフティーネットとしての観点も踏まえつつ、新成年への対応を更に充実していくことが必要である。

【図35】成年年齢引下げに向けたクレジット分野での取組

クレジットカード会社による取組

- ・ 与信審査は、成年と同様、定収入の確認と返済能力を調査。
- ・ 加えて、以下の自主的な取組を実施。
 - ① 極度額を小額に設定（10～30万円）…約7割
 - ② 30万円以下の極度額の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施…約6割

日本クレジット協会による取組

（出典）日本クレジット協会による調査

- ・ 割賦販売法に基づく「認定割賦販売協会」として、適切な支払可能見込額調査の徹底など、自主的取組に係る規則等（自主ルール）を制定し、会員企業等における遵守を徹底。同時に、未成年者からのクレジット契約の申込時に、親権者の同意を得る旨も定めている。
- ・ クレジット教育支援活動の拡充・強化を進めている。

平成30年4月～平成31年1月までの取組み例

- ・ クレジット教育に係る教材等の提供（全国の高等学校等に案内し、希望のあった約850校に対して無償配布。また、HPからもダウンロード可能）
- ・ 教員向けの勉強会の実施（10地区10会場で開催し、約200名の教員が参加）
- ・ 教育関係機関への講師派遣（23の学校等の教育関係機関に講師を派遣）

2. 取引条件の表示や書面の交付等の電子化

(1) 平成 28 年改正の経緯

平成 28 年改正以前、割賦販売法においては、包括信用購入あつせんについて、①カード発行時のイシューアの書面交付(支払期間・回数等)(法第 30 条)、②カード利用時のイシューアの書面交付(支払総額等)(法第 30 条の2の3第1項・2項)及び③カード利用時の加盟店の書面交付(現金販売価格等)(同条第4項)について義務付けられていた。

法第 30 条については、クレジットカード発行時に消費者が販売条件等を十分に比較検討したうえで購入方法を選択できるようにすることを目的とする規定、法第 30 条の2の3については、支払関係の長期継続による販売契約等の内容の複雑化に鑑み、契約内容を明確にし、もって消費者保護を図ろうとする規定と解されており、これらの規制は、契約内容の明確化による消費者の選択可能性を担保し、もって紛争の未然防止を図ることに主眼を置いたものである。

このうち、「③加盟店の書面交付義務については、第9回割賦販売小委員会において、クレジット業界から、消費者にとって利便性の高い決済サービスの普及に悪影響を与えよとの指摘があり、また、第 15 回割賦販売小委員会においては、FinTech 協会から、加盟店におけるカード決済導入のネックとなり、キャッシュレスのすそ野拡大の障害となっているとの指摘」²¹があった。

こうした指摘も踏まえ、当該規定を見直し、事前の利用者の承諾を必要とせず、電子メール等による情報提供を可能とする改正を行った。なお、加盟店は「必ずしも消費者との継続的取引関係を前提としない場合が多いことや、店頭等における多様な情報提供の在り方が考えられることも十分に踏まえ」²²た結果、書面・電子的手段のいずれによる情報提供も可とすることとした。

但し、その際にも、「一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう、少なくとも消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする等の配慮も必要である」²²との観点から、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面交付が必要であることとした。

(2) 現行法上の書面交付義務

包括信用購入あつせん業者には、上記の加盟店のような措置は行われず、カード等の交付時、クレジットカード利用時、リボ払い債務請求前に、原則として書面交付が義務付けられている。電子メール等による方法を用いるためには、引き続き利用者の事前の承諾が必要となっている。

現行法における書面交付義務について整理すると、以下のようになる。

²¹ 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」P23

²² 平成 28 年 6 月 14 日「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」P27

【図 36】現行割賦販売法における書面交付義務(包括)

現行割賦販売法における書面交付義務(包括)

義務の主体	義務の内容	電子メール等によることの可否
包括信用購入あつせん業者	カード等の交付又は付与時の取引条件表示 (例) カード会員規約の手交・郵送	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に電子メール等の方法によることができる。
	カード利用時の書面交付 (例) 毎月の利用明細の郵送	
	リボ払い債務請求前の書面交付 (例) 請求書の郵送	
加盟店	カードによる商品購入時の情報提供 (例) 対面取引におけるレシート、領収書の交付、EC取引におけるマイページでの表示	原則：情報提供 (書面／電子メール等のいずれも可) 例外：書面交付を求められたときは、書面交付

(3) 見直しの方向性

平成 28 年報告書が「書面交付義務の各類型ごとに、それぞれの機能や立法趣旨に鑑みて、情報提供手段として多様な手段を認めたり、電磁的方法による情報提供の要件となる承諾の取り方を柔軟化する余地がないか検討すべきである」と指摘していたことを受け、割賦販売法が取引条件表示義務・書面交付義務・情報提供義務を定めている趣旨・目的を踏まえつつ、電子的手段の利用を一層促進することができないか、以下の諸点に分けて検討を深めるべきである。

①スマートフォン・パソコン完結型のサービスについての完全電子化

近時、クレジットカード媒体ではなく QR コード等を用いたスマートフォン決済が普及するとともに、スマートフォンやパソコン等を利用した EC 取引が一般化しており、こうした場合には、書面の交付ではなく電子メール等による情報提供が利用しやすいと考えられる。

こうしたことを踏まえ、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、スマートフォン・パソコン完結型のサービス²³については、完全電子化²⁴することについても検討を進める必要がある。

書面の交付を求められた場合には法定事項を記載した書面を交付しなければならないとした場合、結局、書面交付のために、加盟店においては紙媒体やプリンターを備えておく必要があり、包括信用購入あつせん業者においては事業者の印刷や郵送等のコストがかかるため、十分な電子化メリットが享受できない状況となるが、上記のような見直しは、こうした負担の軽減につながるが見込まれる。また、スマートフォン・パソコンによりクレジットカード機能を利用する利用者層の利便の観点からも、許容されと考えられる。

なお、こうした場合においては、利用者は既にインターネットや電子メール等を一定程

²³ 包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付との関係では、カード会員契約が電子的手段によって締結される契約を、また、加盟店の情報提供との関係では、商品の購入や役務の提供に関する契約が電子的手段によって締結される場合や決済サービスが店頭でスマートフォン等を用いて利用される場合を念頭に置いたものである。

²⁴ 利用者からの書面での交付を求められた場合にも、書面を交付する義務を課さないとするを言う。

度使いこなすことができていると考えられ、デジタル・ディバイドの観点からも許容できるものであると考えられる。

②包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

スマートフォン・パソコン完結型のサービス以外の場合において、包括信用購入あつせん業者における取引条件の表示義務やカード利用時の書面交付義務について、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、利用者の利便性を向上させるとともに、事業者のコスト負担軽減という観点からも適切である。より一層の電子化を可能とする措置としては、ア) 電子的方法による情報提供の要件となる承諾の取り方を柔軟化する方策、イ) 事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができるとする方策等が考えられる。

イ) の方策については、契約(たとえば、カード会員契約等の基本契約)は書面により締結されているのに、情報(たとえば、取引条件を内容とするカード会員規約)は電子的手段による提供を原則とすることで、円滑な情報提供が担保されるか、実務的に十分な検討が必要である。

また、イ) の方策を採用するとした場合、一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう、少なくとも消費者の求めがあった場合には書面交付を行うこととする等の配慮も必要である。

なお、電子的な方法による情報提供には、Web サイトによる方法、電子メールによる方法、スマートフォンアプリによる方法(アプリを起動して確認する、プッシュ通知によって確認する等)、API を活用して他社サービスを通じて行う方法など、多様な方法が想定される。このため、どういった方法が消費者保護により資するか、どの時点で情報提供を行ったと判断するのかといった論点がある。

第6節 今後の対応の方針

テクノロジーや決済分野における新たなビジネス展開が急速に進む中で、以上のとりまとめを踏まえ、必要な制度の見直しを迅速に行うことが求められる。

おわりに

クレジットカードをはじめとする後払いの支払い手段は、我々に便利な社会生活を提供してきた。こうした便利な支払い手段をおおよそ障害なく享受できるのは、消費者ニーズに合わせた継続的なサービスの改良、強固なセキュリティの構築、消費者保護への取組など、関係者一人一人の努力の積み重ねにより、優れた仕組みが構築されてきたことによるものである。後払いの支払い手段の広がり、利用者のみならず加盟店の取引機会の拡大も含め、我が国の商取引の発達に大きく貢献し、今や社会になくてはならない血脈の一つとなっている。他方、個別クレジット分野において顕著であったが、行き過ぎた与信などが、かえって消費者の利益を害するという側面を有することは、これまでのクレジットを巡る消費者トラブルの歴史においても明らかである。

こうした中、割賦販売法は、常に、消費者の利便性の確保と消費者保護のバランスを取りつつ、それぞれの時代の社会課題に対応しながら見直しが行われてきた。

近時、ビッグデータ・AI 解析、ブロックチェーン技術など、これまでとは次元を異にする技術革新が生じている。これらの新たな技術は、既に後払い分野においてもサービスのあり方や決済の仕組みそのものに変革をもたらしている。いわば、我が国の後払いサービスは大きな変革の岐路にあると言ってよい。例えば、従来型のクレジットカードの世界を越えた決済サービスが急速に出現する中で、今次の検討課題であった与信のあり方や、決済ネットワークシステムのあり方、更には割賦販売法の世界を越えて決済関連法制のあり方に至るまで、その従来的なあり方の検証や見直しが求められている。割賦販売法も、こうした環境変化を受け、新たな制度設計が求められる。

今回の検討で明らかになったことは、「硬直的な制度体系では、将来の技術革新や環境変化に迅速に対応していくことは困難であり、近時の技術革新が継続的に起きる時代においては、柔軟な制度体系が求められる」ということである。これは、今後の割賦販売法制にとって欠くことのできない極めて重要な視点となる。他方、そのために徒らに消費者保護が害されることは避けなければならない。むしろ、新たな技術の可能性を引き出し、これを活用することで、消費者の利便性の向上のみならず、消費者保護の精緻化を促し、これらのバランスを新たな次元へと進め、合理的で効果的な規制へと発展していくことが求められる。

他方、FinTech 企業など後払い分野の新たな担い手となろうとしている事業者を含め、事業者は、サービスの幅を広げ消費者の決済に係る選択肢と利便性を広げていく一方で、消費者保護を産業発展の自らの課題として捉え、真摯に対応することが必要である。同時に、消費者自身も、自らの消費生活のあり方に責任を持ち、自律的で成熟した消費行動をとることが求められる。こうした中、規制法の本旨である必要最小限度の規制という考え方のもと、規制の基本的な視点についても常に問い直していくことが必要である。

今回、限られた時間の中で多くの課題について議論を行ってきたが、その中でも指摘のあった指定信用情報機関の業務運営のあり方や、契約の解除等の制限に関する催

告期間・方法のあり方、技術革新が進む中で如何に検査・監督実効性を確保するかなど、更に検討課題は残っている。

割賦販売法は昭和 36 年に制定された後、それぞれの時代の環境変化に対応して幾多の改正を重ねてきた。これらの制度には現在の環境にも適合したものとなっているかを検証する必要があるものもあり、今後、規制全体について、こうした検証が求められる。また、クレジットカード取引において主要なプレーヤーである国際ブランドとの関係のあり方も非常に重要となる。

行政においては、今次検討の結果を踏まえ、可能なものから早急に制度の見直しを進めるとともに、これら残された課題についても、関係者と連携しつつ着実に検討を進めることが求められる。

これまで割賦販売を巡り綿々と築かれてきた歴史の上に、こうした取組を今後も絶えず続けていくことにより、便利で安心・安全な後払いの支払い手段が提供され、国民生活がより一層豊かなものになることが期待される。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

委員等名簿

(委員長)

山本 豊 京都大学 名誉教授

(委員)

池本 誠司 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会幹事
岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授
翁 百合 株式会社日本総合研究所理事長
加毛 明 東京大学法学政治学研究科准教授
沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク理事
田中 大輔 野村総合研究所上級コンサルタント
二村 浩一 山下・柘・二村法律事務所弁護士
藤原 静雄 中央大学法科大学院教授
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
渡辺 達徳 東北大学大学院法学研究科教授

(関係メンバー)

青柳 直樹 株式会社メルペイ代表取締役
沖田 貴史 SBI 大学大学院教授
島貫 和久 三菱 UFJ ニコス株式会社顧問エグゼクティブ・フェロー
辻 庸介 新経済連盟幹事・FinTech PT リーダー
兼 株式会社マネーフォワード代表取締役 CEO
丸山 弘毅 一般社団法人 FinTech 協会代表理事会長
康井 義貴 株式会社 Origami 代表取締役社長
與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

岡田 大 金融庁企画市場局信用制度参事官
内藤 茂雄 消費者庁消費者政策課長

(五十音順・敬称略)

審議スケジュール

第20回 平成31年2月25日

- 議題 (1) 割賦販売小委員会の開催趣旨について
(2) 割賦販売法の施行状況について
(3) テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題について
(4) 小委員会における論点について

第21回 平成31年3月12日

- 議題 リスクベースアプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化について

第22回 平成31年4月2日

- 議題 (1) 決済横断法制論について
(2) RegTech/SupTech の推進について

第23回 平成31年4月19日

- 議題 (1) 決済情報の利活用について
(2) 時代の要請を受けた消費者保護の課題について
(3) 与信審査における性能規定の導入について
(4) 中間整理の骨子案

第24回 令和元年5月20日

- 議題 中間整理(案)について